

## 松島町公衆無線 LAN サービス利用規約

### (趣旨)

第1条 この規約は、まちの魅力向上を目指し、来庁者に対する利便性の向上、行政による情報発信力の強化及び災害時の活用のため、公衆無線 LAN サービス（以下「本サービス」という。）の提供に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (利用者資格)

第2条 松島町（以下「町」という。）は、本規約に同意した者（以下「利用者」という。）に対して、本サービスを利用する資格を付与する。

2 前項の規定に関わらず、本サービスを利用した者は、本規約に同意したものとみなす。

### (利用料)

第3条 利用料は、無料とする。ただし、本サービスを利用するために必要な通信機器等の設備等の費用は、利用者が準備するものとする。

2 利用者が利用する通信機器等及びその付属機器等に供給する電源は、利用者が準備するものとする。

### (本サービスの内容)

第4条 利用者は、本サービスの利用可能エリアにおいて、利用者が用意した Wi-Fi 接続機能を有する通信機器等を、町が用意した公衆無線 LAN を利用してインターネットに接続することができる。

### (利用場所及び利用時間)

第5条 本サービスを利用することができる場所及び時間は、次のとおりとする。ただし、町長が必要と認めた場合は、利用者に事前に通知することなく、利用場所及び利用時間を変更することができる。

利用場所	松島町役場庁舎
利用時間	庁舎の開庁時間内

### (履歴情報及び特性情報の取得及び利用目的)

第6条 履歴情報及び特性情報の取得及び利用目的は、次のとおりとする。

#### (1) 取得

町は、利用時間、利用方法、利用環境（利用に際しての各種設定情報などを含む。）、利用者の IP アドレス及び端末の個体識別情報（MAC アドレス）を、

利用者が本サービスを利用又は Web ページを閲覧する際に取得する。

(2) 利用目的

町は、履歴情報および特性情報を大きく分けて次の目的で利用する。

ア 町サイトの利用者数を調査する場合

イ 町が提供しているサービスの内容を、充実させたり、改善したり、又は新しいサービスを検討したりするための分析・抽出等を行う場合

ウ 利用者からの問い合わせに対応するために、利用者のサービス利用状況を確認する場合

(個人情報の利用目的及び取扱い)

第7条 個人情報の利用目的及び取扱いについては、次のとおりとする。

(1) 町は、本サービスの利用に伴い利用者から入手した個人情報を次の目的にのみ利用する。

ア 本サービスの提供のため

イ 何らかの必要に応じて利用者との連絡を取るため

ウ 利用者ごとにページをカスタマイズしたり、ページ遷移に係る入力を省略できるようにするなど、本サービスの質を向上させ、利用者の便宜を図るため

(2) 本サービスの利用者は、町が前号の目的のため、利用者が登録した個人情報を共同して収集・管理・利用することに同意したものとみなす。

(著作権等)

第8条 本サービス及び本サービス上で表示される各種情報等に関する知的財産権（著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、ノウハウ等を含むが、これらに限定されない。以下同じ。）は、町又はそれぞれの権利の権利者に帰属する。

(禁止事項)

第9条 禁止事項については、次のとおりとする。

(1) 利用者は、本サービスを利用するに際して、次に掲げる行為をしてはならない。

ア 本サービスに使用されている画像、データ、情報等の全てについて、その有償無償や形態のいかんを問わず、事前に町から書面による承諾を得ることなく、複製、転載、再配布等する行為

イ 町又は第三者の著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、ノウハウ等その他の一切の知的財産権を侵害する行為

ウ 町又は他の利用者を誹謗中傷するなど不快感を与える行為

- エ 他人の信用若しくは名誉を侵害し、又は他人のプライバシー権、肖像権その他一切の権利を侵害する行為
  - オ 特典等を取得するために行う不適切な行為
  - カ 本サービスの提供若しくは他の利用者による本サービスの利用を妨害し、又はそれらに支障をきたす行為
  - キ 法令又は公序良俗に反する行為
  - ク 営利を目的とした行為
  - ケ 犯罪的行為又は犯罪的行為に結び付く行為若しくはは結び付く恐れのある行為
  - コ 宗教又は政治に関する行為
  - サ 性風俗に関する行為
  - シ コンピューターウイルス等の有害プログラムを、本サービスを通じ、又は本サービスに関連して使用する行為又は提供する行為
  - ス その他町が合理的な理由に基づき不適切と判断する行為
- (2) 前号アからスまでに掲げる行為を行った利用者が町、利用者本人及び第三者に損害を生じさせた場合は、当該利用者は、本サービスの利用後であっても、全ての法的責任を負うものとし、町は一切の責任を負わないものとする。

(免責)

第10条 免責については、次のとおりとする。

- (1) 町は、本サービスに不具合、エラー、障害等の瑕疵が無いこと、及び本サービスが中断なく稼動することを保証しないものとする。
  - (2) 特定の目的に対する適応性、知的財産権その他の権利の侵害等に対しても保証しないものとする。
  - (3) 町は、本サービスにいかなる不備があってもそれを回復、訂正等する義務を負わないものとする。
  - (4) 町は、利用者が本サービスを利用すること、又は利用できなかったことによって生じた損害、コンピューターウイルス感染等による被害、トラブル等が生じた場合であっても、町は一切責任を負わないものとする。
  - (5) 町は、次に掲げる場合（利用者の情報の消失、毀損を含むがこれらに限定されない。）等において、利用者に生じる損害、トラブルに関して、その原因いかなを問わず、いかなる責任も負わないものとする。
- ア 利用者の利用環境により、本サービスが利用できない場合
  - イ 町が本サービスを変更し、又は本サービスを中止した場合
  - ウ 本サービスの利用により、利用者の端末、OS、ブラウザ、各種ソフトウェア、その他付属機器に不具合が生じ、又は利用者のデータが消失、毀

損等した場合

エ 本サービスにおいて、利用者同士又は利用者と第三者の間で法令又は公序良俗に反する行為、名誉毀損、侮辱、プライバシー侵害、脅迫、誹謗中傷、いやがらせ等が生じた場合

- (6) 町は本サービス上に掲載される情報等について、明示又は黙示を問わず、その正確性、完全性、最新性、及び品質等について保証しないものとする。また、町は、本サービスに表示される情報等及びその変更、更新等に関連して、利用者が生じた一切の損害、トラブルに関していかなる責任も負わないものとする。
- (7) 本サービスにおいて利用者が投稿したコメント等の情報が本規約に定める事項の一つにでも違反した場合、町は、当該情報の全部又は一部の削除、修正又は編集等を行い、第11条第2項の定めに従って本サービスの利用を中止させる場合があるが、それによって生じた一切の損害に関していかなる責任も負わない。ただし、町は、利用者が投稿したコメント等の情報に違反があってもそれを削除等する義務を負うものではない。
- (8) 町は、本サービスの仕様に関する質問は一切受け付けない。
- (9) 利用者が本サービスを利用して、インターネット上で利用した有料サービスについては、その理由に関わらず、当該利用者が費用を負担するものとする。
- (10) 本サービスの利用に係る利用者の機器の設定は、利用者が行うものとする。この場合において、本サービスへの接続可能機器の種類、基本ソフトウェア、ソフト等によって本サービスを利用できない場合があっても、町は、一切責任を負わないものとする。
- (11) 町は、本サービスの適切な利用を図るため、利用者のアクセスログを記録し、特定の Web サイトへの接続を制限すること等ができるものとする。

(本サービスの中止)

第11条 本サービスの中止については、次のとおりとする。

- (1) 町が必要と認める場合、町は通知を行うことなく、本サービスの機能の全部又は一部を中止又は終了することがある。この場合において、当該中止又は終了により利用者に損害が生じた場合であっても、町はいかなる責任も負わないものとする。
- (2) 利用者が本規約に定める事項の一つにでも違反した場合、町は、通知を行うことなく当該利用者との間において本規約を解約し、本サービスの利用を中止させることができる。

(本規約の変更)

第12条 本規約の変更については、次のとおりとする。

- (1) 本規約の内容は、町が必要と判断した場合には、利用者の事前又は事後の承諾を得ることなく、かつ、予告なく変更できるものとする。変更後に本サービスを利用された場合、利用者は当該変更について同意したものとみなす。
- (2) 本規約を変更した場合、町はホームページ上への掲載等、町が適切と判断する方法で、利用者に通知又は公表する。

(損害賠償)

第13条 利用者が本規約に違反した結果、町が損害を被った場合、その損害を利用者が負担するものとする。

(法令等の遵守)

第14条 利用者は、本サービスの利用にあたって、本規約に加え、関連する法律、政令、省令、条例、規則及び命令等を遵守するものとする。

(準拠法及び裁判管轄)

第15条 本規約に関する準拠法は、日本法とする。また、本規約又は本サービスに関連して町と利用者間で紛争が生じた場合、仙台地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(その他)

第16条 本規約に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

本規約は、平成26年2月1日から施行する。